

（駐車灯）

第208条 駐車灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第37条の3第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、駐車灯の照明部の取扱い、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

- 一 駐車灯は、前面に備える駐車灯にあつては夜間前方150mの距離から、後面に備える駐車灯にあつては夜間後方150mの距離から、両側面に備えるものにあつては夜間前方150mの距離及び夜間後方150mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が3W以上30W以下で照明部の大きさが10cm²以上であり、かつ、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。
 - 二 駐車灯の灯光の色は、前面に備えるものにあつては白色、後面に備えるものにあつては赤色、両側面に備えるものにあつては自動車の進行方向が白色であり、かつ、自動車の後退方向が赤色であること。ただし、側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器と構造上一体となっている駐車灯にあつては、橙色であってもよい。
 - 三 前面又は後面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに駐車灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
 - 四 両側面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに駐車灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側前方向45°の鉛直面により囲まれる範囲並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに駐車灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側後方向45°の鉛直面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
 - 五 駐車灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 次に掲げる駐車灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた駐車灯
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている駐車灯又はこれに準ずる性能を有する駐車灯
 - 三 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた駐車灯又はこれに準ずる性能

を有する駐車灯

- 3 駐車灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。
 - 一 前面又は後面の両側に備える駐車灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内（被牽引自動車にあつては、150mm以内）となるように取り付けられていること。
 - 二 前面又は後面の両側に備える駐車灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、前面又は後面が左右対称でない自動車に備える駐車灯にあつては、この限りでない。
 - 三 後面に備える駐車灯は、そのすべてが同時に点灯するものであること。ただし、長さ6m以上又は幅2m以上の自動車以外の自動車にあつては、左側又は右側の駐車灯のみ点灯する構造とすることができる。
 - 四 前面に備える駐車灯は、後面（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、被牽引自動車の後面）に備える駐車灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。
 - 五 原動機が停止している状態において点灯することができ、かつ、時間の経過により自動的に消灯しない構造であること。
 - 六 駐車灯は、点滅するものでないこと。
 - 七 駐車灯の直射光又は反射光は、当該駐車灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
 - 八 その灯光の色が赤色である駐車灯は、前方を照射しないように取り付けられていること。
 - 九 駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、同項第3号及び第4号に係る部分を除く。）に掲げる性能（駐車灯のH面の高さが地上750mm未満となるように取り付けられている場合にあつては、同項第3号及び第4号の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、同項第3号及び第4号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。
- 4 次に掲げる駐車灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
 - 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた駐車灯
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられて

いる駐車灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている駐車灯又はこれに準ずる性能を有する駐車灯

- 三 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える駐車灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた駐車灯又はこれに準ずる性能を有する駐車灯